

社会資本整備審議会：今後の建築基準制度のあり方について（第一次答申）
「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」【概要】

1. 現状認識

- 住宅・建築物の耐震化率の目標は平成27年までに90%、住宅については平成32年までに95%を設定しているが、現状の耐震化は遅延
- 東日本大震災の教訓、南海トラフの海溝型巨大地震、首都直下地震の切迫性を踏まえ、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の一層の促進が必要

2. 住宅・建築物の耐震化の現状と課題（住宅・建築物の耐震化が進まない主な阻害要因）

- ①耐震化に要する費用負担が大きい
- ②耐震性があるという認識など、耐震化が不要と考えている
- ③業者の選定が難しい
- ④工法・費用・効果等が適切であるかどうかの判断が難しい
- ⑤工事施工中の使用が制約されることへの懸念がある（テナント・入居者に迷惑をかけたくないなど）
- ⑥区分所有者の合意形成が難しい

3. 住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方

（1）支援策の充実による耐震化に要する費用負担の軽減

- 補助制度の拡充（建築物所有者の費用負担の軽減措置、緊急輸送道路等沿道建築物の積極的支援）、地方公共団体への補助制度の整備・充実の働きかけ
- 税制等の補助制度以外の支援策の拡充

（2）耐震性の必要性を認識させるための耐震診断の徹底等

住宅・建築物の所有者による耐震化の必要性の認識を向上させ、利用者の選択や市場メカニズムを活用した建築物の耐震化を促進する施策の実施（耐震改修促進法の改正等）

- ① すべての住宅・建築物の所有者に対する耐震診断・耐震改修に係る努力義務、所管行政庁による指導・助言
- ② 耐震診断の義務付け及び所管行政庁による耐震診断結果の公表（特に多数の者が利用する大規模な特定建築物等、緊急輸送道路等沿道建築物、防災拠点施設）と耐震診断義務付け対象となる建築物の計画的な順次拡大
- ③ その他の建築物を含めて、耐震性を有している旨を所有者が表示できる制度の創設

(3) 信頼できる技術者等の育成

- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断を実施する者の資格要件の明確化
(建築士かつ講習を受講した者)
- 国、地方公共団体と建築関係団体との協力による耐震診断・耐震改修設計に関する講習実施
- 受講修了技術者名簿のホームページでの公表等、消費者が相談しやすい環境整備

(4) 適切な工法・費用・効果等が判断可能な情報提供・相談体制の充実

- すべての地方公共団体における相談窓口の設置、相談業務における建築関係団体との一層の連携
- 耐震改修事例の収集と工法・費用・耐震性の向上の効果などのデータベース化、ホームページ等での公表
- 地方公共団体の先導的な情報提供・相談の取組みのホームページ等での公開

(5) 居住・使用状況に大きな支障を来さない新たな耐震改修工法の開発・活用促進

- 住宅・建築物の耐震化に効果的な新工法の技術開発の推進、新工法の適切な技術的評価と技術情報のオープン化・普及
- 地震に対する安全性の向上を図るため必要な増築について広く耐震改修計画の認定制度の対象とするとともに、認定を受けた場合の容積率制限及び建ぺい率制限の緩和

(6) マンションの耐震化に係る意思決定の円滑化

- 居住性や継続利用に影響の生じない工法による工事を行う場合における、(5)の容積率制限や建ぺい率制限の緩和措置等によるマンションの耐震化に係る意思決定の円滑化